質問及び回答
（令和８年度和歌山市余剰電力活用型太陽光発電設備整備事業に係る公募型プロポーザル）

質問及び回答は以下のとおりです。

令和８年１１月１１日回答

No.	質問	回答
1	本事業において活用を想定している和歌山市脱炭素先行地域公共施設再エネ設備等導入補助金交付要綱において、「ソーラーカーポート等を導入する場合は、1件当たり3億円を上限とする」とありますが、本プロポーザルにおける「1件」の考え方をご教示ください。 ① 本プロポーザル全体（対象施設一式） ② 各施設単位 ③ 補助金交付申請単位 ④ その他 いずれに該当するかご回答願います。 また、複数年度にわたり設備を導入する場合、年度ごとの補助金申請を別件として取り扱うかについても併せてご教示ください。	・交付対象事業費の上限について 交付対象事業費の上限３億円は②各施設単位に該当します。 ただし、各年度の交付限度額は「募集要領３　提案限度額（３）」のとおりです。 なお、当市の各年度の予算状況により金額が変更となる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・補助金の申請について 年度に関わらず、１施設の交付対象事業費の上限が３億円になります。
2	「和歌山市余剰電力活用型太陽光発電設備整備事業」の参加資格申請における様式４の参加資格要件（９）を証明する書類について、資格証の写し等の添付が必要とのことですが、氏名・生年月日が出てしまいますので、個人情報の観点から提出させていただくことが難しいです。代替資料（技術者職員集計表）での提出は可能でしょうか。	本事業における参加資格要件の確認は、客観性を担保するため、公的機関等が発行した証明書の写しをもって行うことを原則としております。そのため、事業者様が作成された「技術者職員集計表」等の代替資料による確認は認められません。何卒ご了承ください。 ただし、個人情報保護への配慮といたしまして、ご提出いただく資格証の写しについては、資格要件の確認に直接必要のない項目を黒塗り（マスキング）していただくことで差し支えありません。 つきましては、お手数ですが、下記【必須項目】が明確に確認できる状態にした上で、それ以外の個人情報（例：生年月日、顔写真等）をマスキングしてご提出くださいますようお願いいたします。 【必須項目】 氏名

		資格の名称 登録番号や免許番号 有効期限（または、資格の有効性が確認できる交付日等の日付） 　なお、ご提出いただいた書類は審査目的のみに使用し、個人情報等の情報管理に留意し、適切に管理いたします。
3	◆デマンドデータの追加資料依頼 貸与資料を確認いたしましたところ、下記施設のデマンドデータがございませんでした。 発電設備容量を選定するにあたり必要となりますので、追加でデータをいただくことは可能でしょうか。 ・紀の国住宅河南コミュニティセンター ・マルコーホーム河北コミュニティセンター ・北コミュニティセンター ・紀の国住宅南コミュニティセンター ・和歌山東公園（体育館）	別途提供させていただきます。ただし、電気事業者切り替えの関係で、前年のデータが用意できない施設については、今年度のデータを提供させていただきます。
4	◆受変電設備の仕様書（単線結線図）の追加資料依頼 受変電設備の仕様が不明な施設がございました。 発電設備の計画にあたり受変電設備の設備容量を確認する必要がございますため、 仕様書（単線結線図）をご提供いただくことは可能でしょうか。 対象施設は以下の通りです。 ・マルコーホーム河北コミュニティセンター ・北コミュニティセンター ・四季の郷公園 ・松下体育館 ・河南総合体育館 ・つつじが丘総合公園	別途提供させていただきます。
5	◆つつじが丘総合公園のデマンドデータと受変電設備の位置関係について	４で提供させていただきます資料をご確認ください。 また下段と上段の受変電設備の位置関係について、全体配置図に示され

	つつじが丘総合公園のデマンドデータにつきまして、「30 分デマンド値_下段」と「30 分デマンド値_上段」の 2 種類のデータを確認しております。 恐れ入りますが、下段と上段の受変電設備の位置関係について航空写真等でご教示いただけますでしょうか。	ている引込柱（１区画）が上段、引込柱（２区画）に該当します。
6	工事費用の見積書について 「No.8 工事費用」について、インデックスに指定されている「様式 11」および本編への内訳表の記載をもって要件を満たすと認識しております。 これとは別に、積算根拠となる詳細な見積書等の添付は必須でしょうか。	積算根拠となる詳細な見積書を、企画提案書に添付することは必須ではありません。 様式１１および企画提案書本編に、工事費用の見積額及びその内訳が分かる内容（積算根拠等）を記載してください。 なお、審査会において、積算内容や算定根拠等について追加で質問する場合があります。
7	財務状況及び実績の重複提出について 「No.12 事業者の財務状況及び実績」について、参加資格確認申請時に提出済みの書類（過去 5 期分の財務諸表や実績を証明する契約書写し等）については、 今回「A4 フラットファイル 1 冊に収める」という制約上、分厚くなるため再提出を省略（あるいは本編に『提出済』と記載するのみ）とすることは可能でしょうか。	省略して問題ありません。
8	「様式 12」のフォーマット改変の可否について（CO2 削減量） 公募要領では「温室効果ガス排出削減量」の提示が求められていますが、指定書式である「様式 12」には該当の記入欄がございません。 提案書本編内に一覧表を作成して提示しておりますが、様式 12 のフォーマットを改変して欄を追加すべきでしょうか、それとも本編への記載のみで問題ないでしょうか。	「様式１２」には「温室効果ガス排出削減量」の記載欄を設けていないため、「様式１２」の様式を改変して記入欄を追加する必要はありません。 企画提案書本編に施設ごとの温室効果ガス排出削減量、全施設の削減量合計を提示いただければ問題ありません。
9	実施体制について 共同提案にて申請を行っておりますが、企画提案後に、実施体制の変更がある場合は変更可能でしょうか。 ここでの実施体制の変更とは、 ① 共同申請者内での PPA 事業主体の変更	①本事業の実施主体、責任分担、契約履行能力及び参加資格等を前提として提案審査を行うため、企画提案提出後から協定締結までの間に、共同申請者内（プロポーザル参加資格確認申請書に記載している代表企業、構成企業）でＰＰＡ事業者主体を変更することは原則として認められません。

	② 工事事業者の体制変更 指します。	ただし、やむを得ない事情があり、本市が事業の継続性、責任の所在、参加資格及び提案内容への影響等を確認した上で、事業の円滑な推進に支障がないと認める場合は、この限りではありません。 ②工事事業者について、企画提案書に記載した体制から変更する場合は事前に本市と協議し、承認を得る必要があります。